

相談機能付き食支援体制整備事業 応募ガイドライン

一般社団法人 全国食支援活動協力会

新型コロナに加えて物価高騰により生活に困る子育て世帯が増加し、食支援活動をきっかけに個別に相談対応したり、他機関と協力するなどの取り組みが増えています。支援対象者の SOS や気になるサインを、必要な機関につなぐ・継続的に見守るための地域資源開発に対するニーズが高まっていますが、活動団体が食品供給機能に加えてソーシャルワーク機能のベースアップを図るためには、各地域で子ども支援に関わる行政や専門機関の役割・施策を含め、支援ノウハウを伝播するコーディネートが必要です。

そこで、見守り・個別支援活動に取り組む食支援活動団体へ伴走支援をしながら相談支援・物資支援を行う中間支援団体に対して、コーディネートにかかる費用及び支援食品・物資の購入費用を助成し、生活課題が深刻化した地域の子ども、子育て世帯へこども食堂等居場所と連携しながら食支援を通じたニーズ把握、アウトリーチ活動を行うための取組を支援いたします。

1. 相談支援（アウトリーチ）

中間支援組織が取り組むこども食堂等居場所づくり団体に対する食品提供活動を通じて、団体が支援している生活困窮や孤立しているひとり親世帯等に対して、必要に応じて福祉関連機関等に「つなぐ」ための相談支援を行う。

2. アウトリーチ用食品購入費用

企業からの食品提供に付加して、支援が必要なひとり親等世帯に対するアウトリーチ用として、食品購入費用を助成する。

もって、食支援を通じたひとり親世帯などの生活支援に取り組むものとする。

当会では、子どもから高齢者まで居場所を通じて必要とされる方に食材・食品等が安心して得られる環境をサポートする仕組み「ミールズ・オン・ホイールズロジシステム」を推進しています。

①食品が届く物流整備 ②食品をマッチング、在庫管理するための WEB システム運用 ③届いたものを受け止める拠点の整備 ④食品寄付を集めるための企業等支援機関への各種提案 ⑤持続可能な支援体制を構築するための広域的なプラットフォーム形成

助成金を活用した食品供給に加えて、私達のプロジェクトに賛同しロジハブ機能を持ち、寄付食品等を受け止めて必要な団体にコーディネートすることができる団体を対象とします。

<参考> ミールズ・オン・ホイールズロジシステムについては以下リンクをご参照ください。

<https://mow.jp/mow-ls/index.html>

【公募期間】 2023年 11月 10日（金）～ 2023年 12月 11日（月）

1. 募集の内容

| 助成対象事業

以下、1)～4)をすべて実施する事業（取組み）が対象になります。

- 1) 食支援に取り組む居場所等への食品提供、居場所等が支援している生活困窮や孤立しているひとり親世帯等に対して、必要に応じて福祉関連機関等に「つなぐ」ための相談窓口の設置
- 2) ロジ拠点として支援対象地域の食支援活動団体が食の確保をできるようになるためのコーディネーター機能（ニーズ把握・マッチングのための数量調整、配送・運搬手を含む）
- 3) 資金分配団体が窓口となった食品や物品のマッチング、食品支援企業や提供先こども食堂等居場所のデータ共有を図る等、資金分配団体との連携
- 4) 資金分配団体が運用する WEB システムを用いた寄付マッチング量の管理や活動団体への分配状況の記録

| 助成対象団体像

全国食支援活動協力会が推進する「ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステム」へ既に参画している・または参画意向があり、以下に該当する中間支援団体

- ・食支援活動団体からの相談（利用者との関わり方、相談機関へのつなぎ方等）に対する支援ノウハウを有する
- ・市域以上の行政・社協・母子生活支援施設等福祉施設等と連携している

(申請事業例)

実行団体が週3日以上個別支援を行う食支援活動団体に対する相談窓口を設置し、相談票を用いて団体が抱えているケースを把握し、必要な助言を行う。また、適宜必要な食材・食品等の物資を提供し、団体支援を行う。現状の課題を把握し、関係機関との協議の場を設定しながら、ゆるやかなネットワーク形成を行う。資金分配団体と連携しながら、関係行政課・社協・支援企業・福祉施設等との定期的な協議の場を設け、持続可能な食支援環境の整備を図る。

| 本事業の目標とする状態

アウトカム：食支援を行う活動団体がつながる利用者の SOS の声に気づいた時、実行団体をはじめ他地域資源との連携により必要な支援につなげることができるようになる

下記想定される事業計画表をご参照ください。

アウトプット	想定される活動（例）
実行団体が見守り等個別支援を行う活動団体から相談を受けたり、ニーズを把握している	・見守り等個別支援活動団体の実態を把握する（アンケート調査、ヒアリング調査含む）
実行団体が見守り等個別支援活動に必要な基礎知識・スキルを活動団体に伝播することが	・見守り等個別支援活動団体に対する研修会を企画する

できている	・活動団体同士が情報交換をいつながりあう学習会や見学会を開催する
見守り等個別支援活動団体同士がつながるネットワークが生まれている	・関係行政課への事業説明・アンケート調査協力依頼・研修広報の協力等、連携を図る ・社会福祉協議会ほか既存の地域福祉組織（母子生活支援施設、食生活改善普及推進委員、社会的養護、老施協、他）との情報交換をするための協議体を設置する
実行団体が見守り等個別支援活動団体からの相談を受け止め、必要に応じて地域資源につなげる、または助言ができる体制が出来ている	・個別支援に関する相談窓口を設置する ・先駆的な取り組みを行っている見守り等個別支援活動団体のノウハウを収集する ・資金分配団体、他実行団体との定例会合へ参加する
活動団体がアウトリーチに活用できる食品を使い、相談支援や食支援を行うことができている	・アウトリーチ用食品を購入し活動団体へ配布する ・ロジハブ機能を持ち、資金分配団体と連携する

1-1. 助成の対象となるプロジェクト期間

2024年2月（※契約締結後）から2025年1月末（契約締結月を含む12ヶ月）

1-2. 応募団体の要件

実行団体として助成の対象となる団体は原則、以下のとおりです。法人格の有無は問いませんが、ガバナンス・コンプライアンス体制を満たしている団体である必要があります。

ただし、以下の場合には助成の対象となりません。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。)
- (5) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
- (6) 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
- (7) 資金分配団体の選定若しくは実行団体の選定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から3年を経過しない団体

(8) 同一の事業テーマで同時期に複数の資金分配団体に申請した団体。

1-3. 助成金額

助成総額：126,000,000円

1 団体あたり2,000万円程度

1-4. 助成対象経費について

活動を実施するために必要となる以下の経費を対象とします。

- ・団体からの個別相談にかかわる相談窓口を担うコーディネーター人件費
- ・団体支援のための食品購入費
- ・その他、ネットワーク形成など対象事業を実施するのに必要な経費
- ・寄贈食品の受入れを行うための拠点整備にかかる備品購入費（但し、別途備品購入理由書をご提出ください）

※管理費は申請額の15%以内です。

※直接事業費に計上できるコーディネーター人件費は上限600万円です。

※申請額の50%以上は団体支援のための食品購入にかかる費用として計上ください。

※内訳例：本事業で相談対応するコーディネーター人件費600万、団体支援のための食品購入にかかる費用1,100万円、管理費300万円

2. 応募方法および提出書類

当法人所定の助成申請様式に必要事項を記入のうえ、以下の関係書類を添付し、下記方法でご提出ください。申請書は、当法人ホームページよりダウンロードしてください。

	提出方法	提出媒体	提出先
＜申請書類＞様式1 ～6 団体情報に関する書類 規程類	メールまたは郵送	データ（DVD又はUSBに保存）	メールの場合： saposen@mow.jp
		該当書類を印刷	郵送の場合： 〒158-0098 東京都世田谷区上用賀6-19-21 一般社団法人全国食支援活動協力会
決算報告書類 その他の参考資料			

・捺印のある書面は、その印影が確認できる写しファイル・画像等のデータをお送りください。

・データで提出するファイル名は、「（様式〇）～～」と下記表と同じタイトルをつけてください。

▶提出書類

申請書類一式（様式 1～6）の提出に添えて、下の添付書類を提出してください。

- （様式 1） 助成申請書
- （様式 2） 団体情報
- （様式 3） 事業計画書
- （様式 4） 資金計画書
- （様式 5） ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書

※ 本確認書に例示されている規程類の整備状況については申請団体のホームページ閲覧等により当団体で確認を行います。必要に応じて照会を行うことがありますのでご注意ください。

- （様式 6） 役員名簿
- 定款（必要に応じてその他事業報告書等の提出をお願いする場合があります。）
- 前年度の貸借対照表
- 前年度の損益計算書（活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等）
- 推薦書（活動市域の行政または社会福祉協議会からの推薦書）

※コンソーシアムでの申請を希望される場合は、別途必要書類を送付いたします。事務局までお問い合わせください。

3. 選考方法及び結果の通知と公表

(1) 選定配慮事項と優先選定 以下の選定基準に基づき公募による選定を行います。

事業の妥当性	事業対象となる社会課題について、問題構造の把握が十分に行われており、事業対象グループ、事業設計、事業計画（課題の設定、目的、事業内容）が解決したい課題に対して妥当であるか
中間支援機能	食を提供する子どもの居場所づくりや高齢者の食事サービス等におけるネットワーク形成の実績があるかどうか。特に企業や行政との連携、協働事業の実践の有無
実行可能性	事業を遂行する人的リソースが確保されており、実施体制や計画、予算が適切か
連携と対話	多様な関係者との協働、事業の準備段階から終了後までの体系的な対話が想定されているか
継続性	助成終了後の事業の継続性や発展性が期待できるか
波及効果	事業から得られた学びが組織や地域、分野を超えて社会課題の解決につながることを期待できるか

先駆性（革新性）	社会の新しい価値の創造、仕組みづくりに寄与するか
ガバナンス・コンプライアンス	事業を適確かつ公正に実施できるガバナンス・コンプライアンス体制等を備えているか

(2)また、以下①～④の事項にも配慮し選定します。

- ① 国又は地方公共団体から補助金又は貸付金(ふるさと納税を財源とする資金提供を含む)を受けていない事業の中から助成対象事業を選定します。
- ② 他の助成財団から助成等を受けている団体が、同一事業について助成等を受けることは可能とします。
- ③ 既存の団体が実行団体となるべく申請した場合、休眠預金が実質的に他の事業の財源に活用されると想定されるなど、当該団体への単なる財政支援に相当する場合は選定しません。
- ④ 社会的成果の最大化の観点を重視します。また、社会の諸課題やそれを解決するための手法の多様性に対応できるようにしていく観点から、特定の地域に偏らないように配慮するとともに、分野について配慮します。

(3) その他の留意事項

- ①申請書類の作成等指定までに要する全ての費用については、各申請団体の負担となります。
- ②選定委員会にて審議において、電話やメールによる確認を行う場合があります。
- ③資金分配団体は審査の結果、実行団体に指定されなかったことに関して一切の責任を負いません。

【結果の通知】 2024 年 1 月末を予定

【情報の公開】

実行団体の公募に申請した団体の情報（団体名・所在地・事業名・事業概要）を、募集終了時に当法人のホームページに掲載します。助成が決定した実行団体・申請事業の名称、事業計画（収支含む）の概要、助成金額も当法人のホームページに掲載しますので、この点をご了解の上、お申込みください。

4. 助成金決定後の流れ

【内定団体向け事前説明会】 開催予定日：2024 年 2 月初旬

助成が決定した団体は、当会が東京で主催する事前説明会への参加をお願いします。

【契約書の締結】 2024 年 2 月中

【助成金の交付】 契約締結後 20 日を目途に振り込みいたします。

5. 活動報告

助成が決定した団体は、月次収支報告書、活動状況報告のほか、半期での進捗状況報告の提出が必要です。また、資金分配団体にて実行団体を対象とした月次ミーティングや各種会合を開催する場合は、担当者の参加が必須です。その他、現地視察、助成事業活動報告会の開催を予定しており、ご協力をお願いする場合があります。

【申請書送付先・問い合わせ先】

一般社団法人 全国食支援活動協力会

住所：〒158-0098 東京都世田谷区上用賀 6-19-21

電話番号：03-5426-2547（受付：平日 月～金、10 時～17 時）

FAX 番号：03-5426-2548

E-mail：saposen@mow.jp

Web：<http://www.mow.jp> 担当：平野、大池（PO）